

**【追加募集】令和2年度「たかたのまちを良くする福祉活動助成」  
応募のご案内**

## 1 趣 旨

陸前高田市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、市内で福祉団体等が行う高齢者、障がい者、児童等の福祉向上、地域課題の解決、支え合い等を目的とした自主的・積極的な事業に対し、公募型助成を行います。地域で行われる福祉活動を支援し「自助」「共助」の充実を図ります。

## 2 実施主体

社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会

## 3 助成対象

### (1) 対象団体

- ① 市内に拠点を置き、住民の福祉向上等を目的に活動する民間団体、ボランティア団体、グループであること。
- ② 団体（町内会・自治会を含む）は、住民5名以上で構成されていること。
- ③ 公益的な活動を基本とし、営利を目的としていないこと。
- ④ 定款、会則等が整備されていること。
- ⑤ 令和2年度分の本助成に、応募をされていない団体。

### (2) 対象活動

市内で福祉団体等が行う高齢者、障がい者、児童等の福祉向上、地域課題の解決、支え合い等を目的とした自主的・積極的な活動に資する事業であり、助成を受けることにより、効果を十分に発揮できる事業であること。

ただし、行政等からの補助、他民間団体からの資金援助のある事業は、特別な場合を除き、原則として助成対象としない。

## 4 実施期間

令和2年6月1日（月）～令和3年3月31日（水）までに実施する事業

## 5 対象経費

### (1) 対象経費の例

項目	対象となる経費
諸謝金	・ 専門的な技能、知識を有する指導者、講師に対する謝金 ※社会通念上の相当額であること（申請団体に所属する会員等を除く）
旅費	・ 講師の交通費や宿泊費（申請団体に所属する会員等を除く） ※実費を上限とする
消耗品費	・ 事業に要する消耗品（コピー用紙、封筒、文房具など）
食料費	・ 講師の弁当、お茶代（外部講師に限り1人1,000円以内）
印刷製本費	・ 事業に要する印刷費（チラシ、ポスター、コピー代など）
通信運搬費	・ 事業に要する切手代、メール便代
保険料	・ 参加者、スタッフに対する保険料など

手数料	・振込手数料など
使用料及び賃借料	・会場使用料、物品使用料、レンタル料など
備品費	・地域福祉の向上を支援するための活動に必要な備品 ・地域の課題を解決するために必要な備品
材料費	・作業にかかる原材料費
その他	・上記以外で事業の実施に必要であると認められるもの

## (2) 助成対象とならない経費の例

- ① 団体・グループの運営費、人件費（講師謝金は除く）
- ② 弁当代、アルコール、茶菓代等、参加費などの自己財源で賄うべき飲食費
- ③ 団体の会員、構成委員同士のみで親睦を目的とした事業の経費
- ④ チャリティイベントの開催経費、演芸会等の出演料、謝礼
- ⑤ 宿泊を伴う事業
- ⑥ 個人へ配布することを目的としたお土産、金券、景品代、ユニフォーム代など
- ⑦ 個人から借用した車両や機器等に対する謝礼
- ⑧ 領収書がないもの、また領収書の発行元が応募団体、個人名義のもの

## 6 助成額

1 団体につき総事業費の 90%以内で 8 万円を上限とする。（千円未満切り捨て）  
助成総額 21 万円以内（赤い羽根共同募金「地域福祉活動事業費」を財源とする）

## 7 申請受付期間

令和 2 年 4 月 6 日（月）～令和 2 年 5 月 20 日（水）

## 8 応募方法

「応募申請書（様式 1-1）」及び「事業計画書（様式 1-2）」に次の必要書類を添えて  
本会へ提出する。

- (1) 団体の活動がわかる資料（総会資料、会報、チラシ、パンフレット等）
- (2) 会員名簿及び団体の通帳の写し（口座名義の読み仮名がわかるページ）
- (3) 購入物品のカタログ、機器、備品の購入に係る見積書  
※地域活性化の観点から出来る限り地元の商店を利用すること。
- (4) その他、会長が特に必要とする関係書類

## 9 審査及び決定

陸前高田市共同募金委員会「審査委員会」において審査を行う。

## 10 助成金の交付

助成金は前払いとし、助成決定通知後に団体名義の預貯金口座へ送金する。

## 11 事業内容の変更及び取消等

助成決定後にやむを得ない事情により、事業内容を変更（助成金使途変更を含む）する場合は「事業計画変更申請書（様式 2）」を本会へ提出し、本会の承認を受けなければならない。

なお、次に掲げる事項に該当するときには、助成決定を取消し、助成金の全部または一部を本会へ返還しなければならない。

- (1) 助成金を指定事業の用途以外に使用したとき
- (2) 指定事業の遂行が困難になったとき
- (3) 指定事業を中止したとき
- (4) 指定事業内容の変更の承認を受けずに事業実施したとき
- (5) 指定事業実施年度内に実施しなかったとき（決定前に事業に着手したときを含む）
- (6) 助成金の余剰金が生じたとき

## 12 事業報告書の提出

助成金の交付を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内に「完了報告書（様式3）」を本会に提出すること。

## 13 応募・問い合わせ先

社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会  
〒029-2205 陸前高田市高田町字鳴石 50 番地 10  
電話 0192-54-5150 FAX 0192-54-4775